

まちのホーム医大前

重要事項説明書
契 約 書

特定非営利活動法人
市民生活支援センターふくしの家

まちのホーム医大前重要事項説明書

(小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護)

あなた《甲》に対する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護(以下「小規模多機能型居宅介護等」という。)の提供開始にあたり当事業者《乙》があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

事業者名称	特定非営利活動法人 市民生活支援センターふくしの家
主たる事務所の所在地	〒849-0937 佐賀県佐賀市鍋島三丁目 3-20
法人種別	NPO法人
代表者名	理事長 江口 陽介
電話番号	0952-36-6865

介護保険法令に基づき佐賀中部広域連合長から指定を受けている事業所名称 (指定番号)	各事業所につき介護保険法令に基づき佐賀中部広域連合長から指定を受けている居宅介護及び地域密着型サービスの種類
まちの移動ケアサービス鍋島センター (指定事業所番号 4170101150)	訪問介護(介護予防含む)
まちのホーム医大前 (指定事業所番号 4190100174)	小規模多機能型居宅介護(介護予防含む)
まちのホーム循誘 (指定事業所番号 4190100299)	小規模多機能型居宅介護(介護予防含む)

2 利用事業所

事業所の名称	まちのホーム医大前	
管理者	森田 貴子	
指定事業者番号	4190100174	
所在地	佐賀県佐賀市鍋島三丁目3-20 (ハーモニービル4F)	
電話番号	0952-36-6113	
営業日	365日	
営業時間 (訪問)	24時間	
同 (通い)	10時00分~16時00分	
同 (宿泊)	17時30分~翌8時30分	
日中の時間帯	6時00分~20時00分	
通常の事業の実施地域	佐賀市	
登録定員	29人	※当事業所は、原則として利用申込に応じますが、ご登録をいただいている場合であっても、利用定員を超過する場合には、通いサービス又は宿泊サービスの提供ができない日がある場合がありますので、ご了承ください。
利用定員 (通い)	18人	
同 (宿泊)	9人	

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	乙は、介護保険法令及びこの契約に従い、甲に対し、その有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を提供します。
運営の方針	<p>1 当事業所において提供する小規模多機能型居宅介護等は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとする。</p> <p>2 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切にサービスを提供する。</p> <p>3 利用者の一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割をもつて家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるようサービスを提供する。</p> <p>4 サービスの提供にあたっては、介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供する。</p> <p>5 サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことの旨とし、利用者または家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。</p> <p>6 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守りを行う等登録者の居宅における生活を支えるための適切なサービスを提供する。</p> <p>7 利用者の要介護状態又は要支援状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。</p> <p>8 提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に改善を図る。</p>

4 従業者の職種、員数及び勤務の体制

職種	員数	体制
管理者	1	常勤・専従
介護従業者	①日中の時間帯 通いサービスの利用者の数が3に対し常勤換算1を配置（3：1） ②訪問サービスに対し、常勤換算で1以上 ③介護従業者のうち常勤又は非常勤の看護師又は准看護師を1以上を配置	
介護支援専門員	1	常勤又は非常勤・専従
夜勤者	1以上	宿泊者がいるときは常時
宿直者	1以上	訪問対応があるときは常時
※宿泊者がいない場合は、夜勤者か宿直者のどちらかを常時1以上配置。随時の訪問のための連絡体制を整備し、支援が必要な場合は事業所外から職員か対応。随時の訪問に支障がない連絡体制の内容は勤務表に明記する。		

5 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

[1割負担]

サービスの種類	内容・標準的な手順	保険適用有無	単位	利用料
(同一建物以外) 小規模多機能型 居宅介護及び介 護予防小規模多 機能型居宅介護	健康チェック 入浴、食事等 個別リハビリ 集団レクレーション等	保険適用有	1月	要支援1 3,450円 要支援2 6,972円 要介護1 10,458円 要介護2 15,370円 要介護3 22,359円 要介護4 24,677円 要介護5 27,209円
(同一建物) 小規模多機能型 居宅介護及び介 護予防小規模多 機能型居宅介護				要支援1 3,109円 要支援2 6,281円 要介護1 9,423円 要介護2 13,849円 要介護3 20,144円 要介護4 22,333円 要介護5 24,516円
短期利用 居宅介護	健康チェック 入浴、食事等 個別リハビリ 集団レクレーション等		1日	要支援1 424円 要支援2 531円 要介護1 572円 要介護2 640円 要介護3 709円 要介護4 777円 要介護5 843円

[2割負担]

サービスの種類	内容・標準的な手順	保険適用有無	単位	利用料	
(同一建物以外) 小規模多機能型 居宅介護及び介 護予防小規模多 機能型居宅介護	健康チェック 入浴、食事等 個別リハビリ 集団レクレーション等	保険適用有	1月	要支援1	6,900円
				要支援2	13,944円
				要介護1	20,916円
				要介護2	30,740円
				要介護3	44,718円
				要介護4	49,354円
				要介護5	54,418円
(同一建物) 小規模多機能型 居宅介護及び介 護予防小規模多 機能型居宅介護				要支援1	6,218円
				要支援2	12,562円
				要介護1	18,846円
				要介護2	27,698円
				要介護3	40,288円
				要介護4	44,466円
				要介護5	49,032円
1 短期利用 居宅介護	健康チェック 入浴、食事等 個別リハビリ 集団レクレーション等		1日	要支援1	848円
				要支援2	1,062円
				要介護1	1,144円
				要介護2	1,280円
				要介護3	1,418円
				要介護4	1,554円
				要介護5	1,686円

[3割負担の方]

サービスの種類	内容・標準的な手順	保険適用有無	単位	利用料
(同一建物以外) 小規模多機能型 居宅介護及び介 護予防小規模多 機能型居宅介護	健康チェック 入浴、食事等 個別リハビリ 集団レクレーション等	保険適用有	1月	要支援1 10,350円 要支援2 20,916円 要介護1 31,374円 要介護2 46,110円 要介護3 67,077円 要介護4 74,031円 要介護5 81,627円
(同一建物) 小規模多機能型 居宅介護及び介 護予防小規模多 機能型居宅介護				要支援1 9,327円 要支援2 18,843円 要介護1 28,269円 要介護2 41,547円 要介護3 60,432円 要介護4 66,699円 要介護5 73,548円
短期利用 居宅介護	健康チェック 入浴、食事等 個別リハビリ 集団レクレーション等		1日	要支援1 1,272円 要支援2 1,593円 要介護1 1,716円 要介護2 1,920円 要介護3 2,127円 要介護4 2,331円 要介護5 2,529円

[加算]

- ◆初期加算（1日につき30単位）
- ◆認知症加算Ⅲ（1月につき890単位・760単位のいずれか）
- ◆看護職員配置加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（1月につき900単位・700単位・480単位のいずれか）
- ◆総合マネジメント体制強化加算（1月につき1,200単位）
- ◆介護職員処遇改善加算 法令に基づく単位
- ◆生産性向上推進体制加算 1月につき10単位
- ◆サービス提供体制強化加算Ⅲ 1月につき350単位

※上記までの介護保険の負担金は、月額の包括報酬

[その他]

食事の提供に する費用	朝食 昼食 おやつ 夕食	保険給付外	1回	400円 520円 (110円)※税込み 520円
宿泊にする費用	<宿泊室の詳細>	保険給付外	1泊	1,420円

	部屋名 広さ 7.43 m ² 以上 定員数 9人 備品・設備 ベッド 洗面 エアコン ナースコール オムツ・パット等			相部屋のときは共用 相部屋のときは共用 1枚 100円 ※持込の場合を除く
その他の日常生活費	利用者の希望・選択による個人の ・身の回り品 ・教養娯楽品	一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要で利用料負担が適当と判断される物品	実費	・歯ブラシ、化粧品、シャンプー、タオル等 ・クラブ活動や行事における材料費等
その他本人の希望によるサービス提供とは関係のない費用	・贅沢品 ・個人専用の家電の電気代等 ・個人希望の雑誌や新聞等 ・タクシー 等 ・介護保険外日中利用	6 時～18 時の間	2,900 円 (1 食込み)	実費

6 交通費実費・通常の事業実施地域

利用者の居宅が当該事業所の通常の事業実施地域以外にある時は、送迎及び訪問に要する費用及び訪問サービスに要した交通費について、実施地域を超える地点からの距離に応じた実費をいただきます。通常の事業実施地域は、事業所から概ね 20 分以内の地域です。

7 苦情申立窓口

市民生活支援センターふくしの家事務局	相談時間 平日 午前9時～午後5時 電話 0952-36-6865 FAX 0952-36-6895 E-mail: honbujimukyoku@fukushinoie.jp 佐賀市鍋島三丁目3-20
佐賀中部広域連合 給付課指導係	利用時間 平日 午前9時～午後5時 電話 0952-40-1131 FAX 0952-40-1165 E-mail : rengo@chubu.saga.saga.jp 住所 佐賀市白山二丁目1番12号
佐賀県国民健康保険 団体連合会	利用時間 平日 午前9時～午後5時 電話 0952-26-1477 住所 佐賀市呉服元町7番28号 佐賀県国保会館

8 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。又、利用者の緊急連絡先に連絡します。

利用者の主治の医師	氏名		
	所属医療機関の名称		
	所在地		
	電話番号		
協力医療機関	医療機関の名称	医療法人葡萄の木 ぶどうの木クリニック	ひさのう循環器内科 小児科
	院長名	崔 承彦（理事長） 山本巻一（院長）	久納 隆一
	所在地	佐賀市水ヶ江一丁目 2-21	佐賀市鍋島一丁目 5-1
	電話番号	0952-20-0899	0952-33-0020
	診療科	内科	循環器内科・小児科
	入院設備	有	無
	救急指定の有無	無	無
	契約の概要	往診	通院診療
協力医療歯科機関	医療機関の名称	高森歯科医院	下平歯科医院
	院長名	高森 佑一	下平 格
	所在地	佐賀市松原 四丁目 6-7	佐賀市神野西 三丁目 1-21
	電話番号	0952-23-6298	0952-31-1840
	契約の概要	往診	往診
緊急連絡先 (家族等)	氏名		
	住所		
	電話番号		
	昼間の連絡先		
	夜間の連絡先		

9 非常災害対策

関係機関への通報・連絡体制の整備について	緊急連絡網による
避難・救出等必要な訓練の実施について	年2回（7月・12月）定期的に開催

※協力医療機関に「横須賀病院」を追加しています。

1.0 個人情報使用の同意に関するお願い

事業者は契約書第20条に定める守秘義務を遵守します。但し、以下に記載する目的等に基づいて利用者又はそのご家族等の個人情報を必要最小限の範囲内において使用させていただく場合がありますので、その旨ご理解ください。

1. 個人情報使用の目的

- ①利用者に関する介護計画を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施されるサービス担当者会議での情報提供のため
- ②医療機関、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体等との連絡調整のため
- ③利用者が医療サービスの利用を希望し、主治医等の意見を求める必要のある場合
- ④介護事業所内におけるカンファレンスのため。
- ⑤利用者の利用時の様子、利用の内容に関して家族等から問い合わせがあった場合
- ⑥上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等を行う場合。

2. 使用にあたっての条件

- ①個人情報の提供は、1.に関する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと
- ②事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容について管理しておくこと

3. 使用する期間

利用者と事業者の間に交わされた利用契約書に定めた期間に限るものとし、利用契約が解消された後は、利用者及びその家族等に関する個人情報の使用は一切しない。

4. その他

事業所のPRのために発行する機関誌やチラシ、ホームページやSNS等に利用中の写真を掲載する場合があります。

1.1 身体拘束に関する施設の運営方針

当事業所において提供する小規模多機能型居宅介護等においては原則として「拘束をしない介護・看護」を掲げる。緊急やむをえない理由等により拘束が必要と認められる場合は、家族、主治医、事業所等の関係者と協議の上、家族の同意を得ると共に、別に定めるマニュアルに基づき対応するものとする。

1.2 サービス提供における第三者評価の実施状況

実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
実施した直近の年月日	令和 年 月 日
評価機関の名称	まちのホーム医大前運営推進会議
評価結果の開示	評価後に事業所内に閲覧

「リスク説明同意書」

施設では安全な環境づくりに努めておりますが、利用者の加齢や障害、病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性や生活上の支障が伴うことを十分にご理解下さい。

[高齢者の特徴に関して]

- 高齢者の骨はもろく、通常の身体介護でも容易に骨折する恐れがあります。
- 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離が出来やすい状況にあります。
- 身体機能や認知症が起因する歩行時の転倒・ベットや車椅子からの転落による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
- 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても皮下出血が出来やすい状態にあります。
- 加齢や認知症の症状により、水分や食事を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- 認知症の症状により、利用者間でのトラブルが発生する場合があります。
- 高齢者である事により、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。
- 身体機能や判断力の低下、認知症が起因し、設備の通常使用能力が低下しトイレや洗面のつまり、スイッチやコンセント、壁や床を破損又は汚損するトラブルが発生する場合があります。

[リスクへのホームの方針]

- 施設は、ケアプランに基づき必要時に必要量（夜間は定時巡回のみ）、介護や見守りを行う介護施設であり、利用者の自立した行動を尊重する生活施設でもあります。介護保険は半分が税金、保険料は40歳以上の国民が毎月負担し、利用料の9割が公金で賄われています。施設の人員配置は国の定める基準を目安にしており、ケアにあたる人的資源は公平に分配され提供されます。マンツーマンの見守りを保障するものではありません。原則的に身体拘束を行わない事から転倒・転落による事故の可能性があります。
- 通常の定時巡回的な介助・見守り以外に施設入居及び宿泊室利用の方についてはコール対応を行っています。心身の不安等の理由から、一日を通じ頻回に呼び出しがある方もおられます。定時巡回以外の訪問は、これまでの経過や当日の状態を観察した上で、訪問するか否を判断させていただきます。
- ケガや本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設の協力医師の判断で緊急に病院に搬送を行うことがあります。
- 上記までの事柄についての損害賠償や入院費の請求等は負いかねます。但し、入院された場合にはご家族との話し合いのもと、入退院の送迎、洗濯や面会等、必要な支援を行います。
- 設備の破損、汚損に関しては、その状況により業者に依頼し、ご請求させてもらう場合があります。特にトイレについて、トイレットペーパー以外のものをつまらせた使用できなくなった場合は、業者依頼となり、ご請求となります。

要介護状態のある高齢者のケガや病気、設備使用能力低下によるトラブルは、ご自宅でも起こりうる事です。なるべく事故や請求につながらないよう努めますが、加齢に伴う様々な機能低下・疾病・認知症などを起因とする事故や破損は、自宅と同様、施設においても起こりうるものであることを十分にご理解いただきご利用いただきますようお願い致します。万一、事故や怪我により、入院又は要介護状態の悪化につながっても、そのことをもって契約を解除することはありません。退院後はその状態変化に応じたケアの提供に努めてまいります。

上記事項について同意することを宣誓いたします

利用者 _____ 印
身元引受人 _____ 印

まちのホーム医大前 契約書

第1条 (小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の目的)

乙は、介護保険法令及びこの契約に従い、甲に対し、その有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を提供します。

第2条 (甲の要介護状態区分等)

- 1 甲の契約日時点における要介護・要支援状態区分は_____です。
- 2 その要介護・要支援認定の有効期間は平成・令和____年____月____日から平成・令和____年____月____日までです。
- 3 被保険者証に記載された認定審査会意見は次のとおりです。

(意見の記載がない時は斜線を引く)

- 4 甲は、サービスを受ける都度、乙に被保険者証を提示し、乙は、当該被保険者証により、甲の被保険者資格、要介護・要支援認定の有無、要介護・要支援認定の有効期間及び認定審査会意見を確認します。
- 5 甲と乙とは、この契約が更新される毎に更新時点での甲の要介護・要支援状態区分、要介護・要支援認定の有効期間及び認定審査会意見を文書で確認し、契約書末尾に添付します。

第3条 (指定を受けているサービス及び事業所)

- 1 乙の各事業所は、各事業所毎に、別紙「重要事項説明書」に記載した地域密着型サービスについて、佐賀中部広域連合長から、介護保険法令に基づく地域密着型サービス事業者として指定を受けています。また、居宅サービスについて、佐賀中部広域連合長から、介護保険法令に基づく居宅サービス事業者として指定を受けています。
- 2 甲は、別紙「重要事項説明書」にご利用事業所として記載された事業所から、サービスの提供を受けます。
- 3 乙の概要及び職員体制については、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。

第4条 (契約期間)

- 1 この契約の期間は、令和____年____月____日～令和____年____月____日とします。
ただし、契約期間満了日以前に甲が要介護・要支援状態区分の変更の認定を受け、要介護・要支援認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護・要支援認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。
- 2 上記契約期間満了日の60日以上前までに甲から書面による更新拒絶の申し出がない場合、この契約は自動更新され、以降も同様とします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間満了日の翌日から更新後の要介護・要支援認定有効期間の満了日とします。
ただし、契約期間満了日以前に甲が要介護・要支援状態区分の変更の認定を受け、要介護・要支援認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第5条 (サービスの基本内容)

- 1 乙は、サービスとして、①通いサービスを中心として、②訪問サービス、③宿泊サービス、④その他電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービス、を組み合わせたサービスを提供します。
- 2 乙が提供するサービスの具体的な内容、介護保険適用の有無については、別紙「重要事項説明書」のとおりです。
- 3 乙が介護保険の対象外のサービスを提供する場合には、この契約とは別に契約を締結する必要があります。但し、サービスに付随する、通所・宿泊にかかる食事の提供、訪問における通院等についてはこの契約に含まれるものとします。

第6条 (具体的取扱方針)

- 1 乙は、乙の介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて、甲の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況を把握するよう努めます。
- 2 乙は、甲の要介護・要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、第9条に規定する小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画（以下「介護計画」という。）に基づき計画的に行うこととし、甲が住み慣れた地域での生活を継続することができるようになります。
- 3 乙は、サービスの提供に当たっては、介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、機能訓練及び必要な援助を行います。
- 4 乙は、提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部評価を受けてそ

の結果を公表し、常にその改善を図るよう努力します。

- 5 乙は、甲の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合、この意見に配慮してサービスの提供を行うよう努めます。
- 6 乙は、懇切丁寧にサービスを提供し、甲及び甲'（この契約上甲'がいないときは甲の家族）に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいよう説明します。
- 7 乙は、サービスの提供に当たっては、甲又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行いません。また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 8 乙は、甲が通いサービス及び訪問サービスを利用していない日においても、可能な限り、電話による見守り等甲の居宅における生活を支えるためのサービスを提供します。

第7条 （居宅サービス事業者等との連携）

- 1 乙は、甲に対してサービスを提供するにあたり、居宅サービス事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 乙は、甲に対してサービスを提供するにあたり、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めます。
- 3 乙は、甲に対するサービスの提供の終了にあたり、甲又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、甲に係る居宅介護支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第8条 （居宅サービス計画等の作成・変更等）

- 1 乙の介護支援専門員は、甲の居宅サービス計画等（ケアプラン）を作成します。
- 2 乙の介護支援専門員は、甲の居宅サービス計画等の作成変更に際しては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準に掲げる具体的取組方針に沿って行います。
- 3 乙は、甲が他の小規模多機能型居宅介護事業及び介護予防小規模多機能型居宅介護の利用を希望する場合その他甲から申出があった場合には、甲に対し、直近の居宅サービス計画等及びその実施状況に関する書類を交付します。

第9条 （小規模多機能型居宅介護計画の作成・変更）

- 1 乙の介護支援専門員は、甲の日常生活全般の状況や希望を踏まえて、介護計画を作成します。

- 2 介護計画には、援助の目標、当該目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。
- 3 乙の介護支援専門員は、介護計画作成後も、当該計画の実施状況及び甲の様態の変化等を把握し、甲の希望にも配慮し、必要に応じて当該計画の変更を行います。
- 4 甲は、乙に対し、いつでも介護計画を変更するよう申し出ることができます。
乙の介護支援専門員は、甲からの申し出があった場合、第1条に規定するサービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、甲の希望に添うよう介護計画を変更します。
- 5 乙の介護支援専門員は、介護計画を作成し又は変更した際には、甲及び甲'（この契約上甲'がいないときは甲の家族）に対し、その内容を説明します。
提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料を説明し、甲の同意を得ます。

第10条 （サービスの提供記録）

- 1 乙は、甲に対してサービスを提供した際には、当該サービスの提供日、内容及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、甲の居宅サービス計画を記載した書面に記載します。
- 2 乙は、甲に対するサービスの提供に関する記録を整備し、完結日から2年間保存します。
- 3 甲は、乙に対し、いつでも1項に規定する書面その他乙に対するサービスの提供に関する記録の閲覧謄写を求めることができます。
ただし、謄写に際して、乙は甲に対して、実費相当額を請求できるものとします。
- 4 乙は、甲に対して、提供したサービスの内容を確認するために、毎月報告書を作成します。

第11条 （利用料等）

- 1 乙が提供するサービスの利用月毎の利用料及びその他の費用は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。
- 2 乙から提供を受けるサービスが介護保険の適用を受ける場合、甲は、乙に対し、原則として、利用料の1割を支払います。
ただし、介護保険法令に基づいて、甲が、保険給付を償還払い（一旦甲が乙に対し全額を支払い、その後甲が市町村から9割分の払戻を受ける支払方法）の方法で受ける場合には、乙に対し、利用料の全額を支払います。
- 3 乙から提供を受けるサービスが介護保険の適用を受けない場合、甲は、乙に対し、

利用料の全額を支払います。

- 4 乙は、乙の通常の事業実施地域以外の地域の甲の居宅において訪問サービスを提供する場合、乙の通常の事業実施地域以外の地域に居住する甲に対し送迎を行なう場合、甲に対し、交通費の実費を支払います。
- 5 乙は、甲に対し、毎月翌日20日までに、当月のサービスの内容、利用料等を記載した利用明細書を作成し、請求書に添付して送付します。
請求書には、①甲が利用したサービスにつき、利用回数、利用の内訳、介護保険適用の有無、法定代理受領の有無、②サービス提供1回当たりの交通費実費金額及び回数を明示します。
- 6 甲は、乙に対し、当月の利用料を、毎月翌月20日に口座引落しの方法で支払います。
- 7 乙は、甲から利用料等の支払いを受けたときは、甲に対し、領収証を発行します。
領収証には、乙が提供する各種のサービスごとの介護保険給付の対象となるものと対象外との区別、領収金額の内訳を表示します。領収証は、支払いを受けた月の翌月に請求書と共に郵送等の方法により発行します。
- 8 小規模多機能型居宅介護は月額の包括報酬となります。

第12条 (保険給付の請求のための証明書の交付)

- 1 乙は、甲に対して提供したサービスについて、甲から利用料の全額の支払いを受けた場合、甲から求められたときは、甲に対し、サービス提供証明書を交付します。
- 2 サービス提供証明書には、提供したサービスの内容、利用単位、費用等を記載します。

第13条 (利用料の滞納)

- 1 甲が、正当な理由なく乙に支払うべき利用料を1ヶ月以上滞納した場合において、乙が、甲に対して1週間以内に滞納額を支払うよう催告したにもかかわらず全額の支払いがないとき、乙は、甲の健康・生命に支障がない場合に限り、全額の支払いがあるまで甲に対するサービスの全部又は一部の提供を一時停止することができます。
- 2 甲が、乙に対し、前項の一時停止の意思表示をした後、2週間経過しても全額の支払いがないとき、乙は、甲の健康・生命に支障がない場合に限り、この利用契約を解除することができます。

第14条 (契約の終了)

次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- (1) 甲の要介護・要支援状態区分が、自立と認定されたとき。
- (2) 甲が死亡したとき。
- (3) 第13条に基づき、乙から契約の解除の意思表示がなされたとき。
- (4) 第15条に基づき、甲から契約の解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- (5) 第16条に基づき、乙から契約の解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- (6) 甲が、介護保険施設へ入所したとき。

第15条 (甲の解約権)

甲は、乙に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。

この場合には、30日以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日は月末とし、予告期間満了日までの利用をもって契約は解除されます。

第16条 (乙の解約権)

乙は、甲が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、もはや第1条に定めるこのサービス利用契約の目的を達することが不可能となったとき、30日以上の予告期間をもってこの契約を解除することができます。

第17条 (損害賠償)

1 乙は、甲に対するサービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、甲又は甲の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに甲に対して損害を賠償します。

ただし、甲又は甲の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることができます。

2 乙は、万が一の事故発生に供えて、あいおい損害保険株式会社の損害賠償責任保険に加入しています。

第18条 (緊急時の対応)

1 乙は、サービスの提供中に甲の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに別紙「重要事項説明書」記載の主治の医師又は協力医療機関と連絡を取り、救急治療あるいは救急入院など必要な措置を講じます。

2 前項の場合、乙は、別紙「重要事項説明書」記載の緊急連絡先に直ちに連絡します。

第19条 (身分証携行義務)

乙の従業者のうち訪問サービスの提供に当たる者は、常に身分証を携行し、初回訪問時、甲や甲の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第20条 (秘密保持)

- 1 乙及び乙の従業員は、正当な理由がない限り、甲に対するサービスの提供にあたって知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らしません。
- 2 乙は、乙の従業者が退職後、在職中知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らすがないよう必要な措置を講じます。
- 3 乙は、甲の個人情報を用いる場合は甲の同意を、甲の家族の個人情報を用いる場合は当該甲の家族から同意を、あらかじめ文書で得ない限り、サービス担当者会議等において、甲又は甲の家族の個人情報を用いません。
- 4 乙及び乙の従業員は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲又は甲の家族の同意を得ることなく、甲又は甲の家族の個人情報を第三者に提供することがあります。
 - (1) 甲について、高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律上の通報の必要が生じ、同法律第7条、第21条1項ないし3項及び6項により守秘義務が免除されるとき。
 - (2) 甲について生命、身体又は財産の保護のために個人情報の使用が必要となり、かつ、甲の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 個人情報保護法第23条1項各号により、本人の同意なく個人情報の第三者提供が許されるとき。

第21条 (苦情処理)

- 1 甲又は甲の家族は、提供されたサービスに苦情がある場合、いつでも別紙「重要事項説明書」記載のご利用者相談窓口に苦情を申し立てることができます。

名称 市民生活支援センターふくしの家事務局
電話番号 0952-36-6865
- 2 甲は、介護保険法令に従い、佐賀中部広域連合、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。
- 3 乙は、甲が1項又は2項の苦情申立を行った場合、これを理由として甲に対して何らの差別待遇もいたしません。
- 4 乙は、甲から提供したサービスについて、甲又は甲の家族から苦情の申し出があつ

た場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

第22条 (合意管轄)

本契約に関してやむを得ず訴訟をする場合は、佐賀地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることを甲及び乙は予め合意します。

第23条 (契約外事項)

本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、甲及び乙の協議により定めます。

第24条 (契約の変更)

本契約及び重要事項説明書の内容を一部変更する場合、変更内容をこの契約書末尾に添付し、互いに確認・同意し更新するものとします。

令和 年 月 日

(乙) 当事業者は、甲に対する小規模多機能型居宅介護等の提供にあたり、甲に対して本書面に基づいて重要事項等を説明し、ここに甲との利用契約を締結致します。

(事業者)

主たる事務所所在地 佐賀県佐賀市鍋島三丁目 3-20
名 称 特定非営利活動法人
市民生活支援センターふくしの家 印
理事長 江口 陽介

まちのホーム医大前

説明者 氏 名 印

(甲) 私は、本書面に基づいて乙から重要事項等の説明を受け、利用するための契約をここに締結致します。

(甲) 利 用 者 住所 印
氏名

身元引受人 続柄 印
住所
氏名

署名代行者 続柄 印
住所
氏名

※この重要事項説明書及び契約書を互いに署名・押印し、一部ずつ保管致します。